

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税資金の計画的な貯蓄等を通じて税を期限内にきちんと完納することを目的とした自主的な団体で、振替納税制度の普及や租税教育の推進、税を正しく理解し納税意識を高めるための幅広い活動等も行っています。

組合員の利点

- ①納税貯蓄組合預金の利子には税金がかかりません。
- ②組合の業務に関する書類等には、印紙税がかかりません。

組合を設立しようと思われる方は

納税貯蓄組合設立届、組合規約、組合員名簿及び役員名簿を各3部用意し、税務署、県税事務所又は市町村のいずれか1か所に提出してください。

組合員になろうと思われる方は

加入を希望する組合の組合長に加入申込書を提出してください。

県税への不服申立て

県税の課税や徴収等の処分について不服がある場合は、原則として、処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく所管の県税事務所（その処分を行った県税事務所）を経由して提出してください。



県税を過大申告した場合

法人の県民税・事業税、軽油引取税等の申告税目は、申告期限を過ぎてその税額が過大（計算誤り等で納めすぎた等）だとわかった場合に法定納期限から5年以内（特定の場合は、その理由が生じた日から起算して2か月以内）に限り「更正の請求」ができます。



うっかりすると延滞金や加算金が

納税や申告を忘れると、いろいろな負担が増えるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

■延滞金

延滞金とは、納期限までに納税した方との負担を公平にすることや、税金を滞納した方も今後は納期限までに納税していただくように促すことを目的として、税金に加えて納めていただくものです。税金を納期限までに納めなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります。

延滞金の額

税額に、法律で決められた率を掛けて計算します。

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間は、納期限の翌日から1か月間は年率2.6%、その後の期間は年率8.9%となります。この年率は、毎年変わります。

督促状をお送りしても、なお納税いただけない場合には、県の大切な収入を確保し、また、きちんと納税した方との不公平を避けるため、やむを得ず、財産の差押えなどにより強制的に税金を徴収することになります。

■加算金

個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税（地方法人特別税又は特別法人事業税）、自動車取得税、軽油引取税、県たばこ税及びゴルフ場利用税について、申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税金を免れようとした場合にかかり、内容により3種類あります。

過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が本来申告すべきであった額と比べて過少に申告されたため、後日、増額の申告をしたり、また増額の更正を受けた時にかかります。

(計算方法) 増額した税額×10%

なお、増額した税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える金額の5%が加算されます。

不申告加算金

申告書を期限内に提出しなかった場合にかかります。

(計算方法) 納める税額×5%又は15%

なお、納める税額の15%に該当する場合で、納めるべき税額が50万円を超えるときは、その超える分の税額の5%が加算されます。

重加算金

二重帳簿等、故意に税金を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

(計算方法)

(1) 期限内に申告書を提出している場合…増額した税額×35%

(2) 期限後に申告書を提出している場合又は申告しなかった場合…納める税額×40%

※過去5年以内に同一税目で不申告加算金又は重加算金を徴収された場合は、納める税額の10%が加算されます。

こんな時にはご相談を

県税を納期限までに納税できない事情のある方は、お早めに所管する（申告先又は納税通知書等を送付してきた）県税事務所にご相談ください。理由によっては、納期限の延長、納税の猶予や県税の減額・免除が認められることがあります。

◆納期限の延長

理由

災害等により、納期限までに納税や申告ができないときには、期限が延長されます。

期間

災害等がやんだときから2か月以内

◆納税の猶予制度

徴収猶予（主なもの）

次の理由により県税を一時に納税できないと認められるときは、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ① 財産が災害（震災、風水害、火災等）や盗難にあったとき。
- ② 本人や生計をともにする親族が病気やケガをしたとき。
- ③ 事業を廃業又は休業したとき。
- ④ 事業に大きな損失を受けたとき。

<徴収猶予が認められた場合>

- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除になります。

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※換価の猶予を申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

<換価の猶予が認められた場合>

- ・財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・延滞金の一部が免除になります。

猶予期間

1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると認められる期間に限りです。

なお、猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所管の県税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

県税の減免

それぞれの理由に該当したときには、県税が減額又は免除されます。

税金の種類	理由
個人県民税	個人の市町村民税が減免されたとき
個人事業税	災害等により損害を受けたとき
不動産取得税	災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき
	取得した不動産が不動産取得税の納期前に災害により損害を受けたとき
自動車取得税	災害等により自動車に損害を受けたため、それに替わる自動車を取得したとき
自動車税	災害等により損害を受けたとき

身体障害者等への減免

身体又は精神に障害のある方が所有又は使用する自動車で、日常生活に欠かせない（通院、通学等）ものとなっており、一定の要件に該当する場合は、自動車税、自動車取得税が減免されます。

申請時期

- 自動車取得税 新規に自動車を取得するとき、所有権移転の登録をするとき
- 自動車税 4月1日から納期限まで（自動車を新規登録する場合は登録するとき）

必要書類

- 申請書 ●各障害者手帳
- 自動車検査証（車検証） ●運転免許証
- 生計が同じであることを証明する書類（家族運転の場合）
- 使用目的を証する書類（家族運転の場合）

減税の上限額

- 自動車取得税 取得価額から300万円（改造費用を除く）を限度に減免
- 自動車税 年税額45,000円（重課対象自動車は51,700円）を限度に減税

※自動車税（環境性能割）については33ページをご覧ください。

※自動車税（種別割）については35ページをご覧ください。



納税の猶予や減免等には手続きが必要です。所管の県税事務所へご相談ください。